居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成２３年３月及び同年４月は月額５万円、同年５月から平成２８年３月まで月額３万円が申立人母子それぞれに賠償され、同年４月から平成３０年３月まで月額２万円が申立人母に賠償された事例。	1773

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和○年（東）第○号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Ｘ１及び同Ｘ２（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第２　和解金額

被申立人は、第１記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金４,２２０,０００円の支払義務があることを認める。

第３　支払方法

（省略）

第４　清算

申立人らと被申立人は、第１記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

１　本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

２　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第５　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）・押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ１通を保有するもの

とする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和３年７月１５日

（仲介委員　町田　行功）

令和〇年（東）第〇号　X1ほか１名
別紙

損害項目		期間	金額	備考
申立人X1				
精神的損害 （増額分）	子の介護、家族別離	平成23年3月11日から 平成30年3月末日まで	2,350,000	H23.3、4　月5万円× 2か月＝10万円 H23.5～H28.3　月3万円×59か月＝177万円 H28.4～H30.3　月2万円×24か月＝48万円
申立人X2				
精神的損害 （増額分）	障害	平成23年3月11日から 平成28年3月末日まで	1,870,000	H23.3、4　月5万円× 2か月＝10万円 H23.5～H28.3　月3万円×59か月＝177万円
		和解金合計	**4,220,000**	